

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

- 東京都環境影響評価条例による見解書(二件)：………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)：一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)：………(環境局環境改善部化学物質対策課)：四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)：………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)：六
- 告 示 (内水漁管)
 - 東京都の区域におけるコイの放流、持ち出し等の制限：………一八
 - 平成二十七年第五種共同漁業の増殖方法等：………一九
- 訓 令 (議)
 - 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正：………二〇
- 公 告
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請：………三
 - ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)：三
 - 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出：………三
 - 仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出：………三
 - ………(同)：三

雑 報

- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱の改正：………(環境局環境改善部環境保安課)：三
- 争議行為の予告(八件)：………(産業労働局雇用就業部労働環境課)：三
- 任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均給料額：………(東京都職員共済組合)：三

告 示

●東京都告示第三百八十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)三田小山町西地区市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三田小山町第3・5地区市街地再開発準備組合
理事長 一色 正男

二 対象事業の名称及び種類
(仮称)三田小山町西地区市街地再開発事業

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略
対象事業は、港区三田一丁目に位置する開発施工面積

約二・五ヘクタールにおいて、共同住宅、店舗・事務所、駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が八件、事業段階関係区長からの意見が一件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年三月十一日から同月三十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課
港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について、都民から8件の意見書が提出された。また、事業段階関係区長(港区)からの意見が1件提出された。意見等の内訳は、表1に示すとおりである。これらの主な意見の概要とそれらについて事業者の見解の概要は、表2(1)～(19)及び表3(1)～(4)に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	8
事業段階関係区長からの意見	1
合計	9

表2(1) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
大気汚染	<p>環境影響評価書案の内容は、一般住民にとっては難しい内容であり、説明会では、もう少しわかりやすく説明していただけたらと思いましたが、同じ文章を読み上げるだけであり、理解することは困難です。</p> <p>事業完了後、この地域に700台以上の自動車が増加し、排気ガスなどの大気汚染は避けられないと思えます。もともこの地域は首都高速や幹線道路が近くを走り、それだけでも大気環境は良いとは言えないにもかかわらず、さらに地区内及び地区周辺の環境を悪化させることは避けられません。</p> <p>駐車場内でのアイドリソングストン等は極めて普通のことであり、地域内を700台の自動車が行き交うことについては、どのように大気汚染防止対策ができるかが疑問です。</p> <p>加えて、一の橋交差点の混雑等を避けるために、特別区道259号と特別区道716号が、特別区道1022号や都道415号からの通り抜けに利用され、さらに地区周辺の大気汚染は増加すると考えられます。</p>	<p>本事業では、できるかぎり周辺環境に配慮した計画とすることを念頭に、13項目の予測評価項目を選定しました。説明会では予測評価項目が多い中、大気汚染だけではなく、そのほかの項目についてもご理解いただくため、説明時間にも配慮して要点をまとめたものとさせていただきますました。また、配布資料は評価書案を基にして要点をお伝えするため、文字が多いことから、スライドでは図表を用いて視覚的にも理解しやすくなるように配慮して説明をさせていただきました。</p> <p>計画では約730台分の駐車場を設けることとして、平日1日あたり1,200台増加させることを想定しています。この増加する交通量による大気汚染への影響については、二酸化窒素で現況に対して最大で0.18、浮遊粒子状物質で最大0.001μ増加させると予測しており、現況への影響はごく少ないものと想定しておりますが、駐車場の適正利用の徹底など、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>また、駐車場内からの自動車排気ガスについて、現況への影響はごく少ないものと想定しており、フェンター効果のある設備の設置など更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>通り抜けについては、計画地内の特別区道716号は改良するものの、交通量としては現況と比較して大きく変わるものではないと考えております。</p>

表2(2) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	騒音・振動	事業者の見解
騒音・振動	<p>評価書案の内容は、一般住民にとっては難しい内容であり、説明会では、わかりやすく説明していただけたらと思いましたが、同じ文章を読み上げ、何デシベルと数字を言われても、良くわかりませんでした。</p> <p>特別区道259号と特別区道716号が、特別区道1022号や都道415号からの通り抜けに利用されることは容易に予想されます。地域内の自動車のみならず、通り抜ける自動車により、交通量の増加に伴う騒音や振動が起きると思います。</p> <p>計画地の東側でも、環境アセスメントは行われたにも拘わらず、工事時の騒音や振動は、在宅できないなど日常生活に影響を及ぼすことがありました。数字だけを追うのではなく、実際に日常生活に及ぼす影響を評価していただきたい。</p>	<p>本事業では、できるかぎり周辺環境に配慮した計画とすることを念頭に、13項目の予測評価項目を選定しました。説明会では予測評価項目が多い中、騒音・振動だけではなく、そのほかの項目についてもご理解いただくため、説明時間にも配慮して要点をまとめたものとさせていただきますました。また、配布資料は評価書案を基にして要点をお伝えするため、文字が多いことから、スライドでは図表を用いて視覚的にも理解しやすくなるように配慮して説明をさせていただきますました。</p> <p>通り抜けについては、計画地内の特別区道716号は改良するものの、交通量としては現況と比較して大きく変わるものではないと考えております。</p> <p>また、工事時の騒音や振動については低騒音・低振動型の建設機械や工法を選択するなど、周辺環境に配慮しながら工事を実施し、工事の苦情等についての受付窓口の設置を検討することといたします。</p> <p>本事業による工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果では、現況と比較して最大1dBの増加となりました。なお、現状で環境基準を超えている地点がありますが、環境保全の措置を徹底して、最大限の低減に努めます。</p> <p>環境影響評価書案の縦覧については、港区区報や東京都公報に掲載いただきました。</p>

表2(3) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	地盤	事業者の見解
意見の内容	地盤の内容	事業者の見解

評価書案の内容は、専門用語も多く含まれていて、とても難しいものでした。説明会でも同じ用語がそのまま使われていて良くわかりませんでした。後で質問するにも何がわからなかったのかさえ分からず、質問のしようもありませんでした。わかりやすい説明をお願いしたいです。

地盤の予測評価においては、公表されている専門的な資料や土木建築工事に関する事項などを多く用いていることから、どうしても一般の方々にはあまり馴染みのない専門用語が多く使われています。今後、環境影響評価書の作成に当たり、専門用語については具体的に分かりやすく説明することや、文章の表現等を工夫するなど、一般の方々で理解しやすいものとなるように努めてまいります。

表2(4) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	水循環	事業者の見解
意見の内容	水循環 <td>事業者の見解</td>	事業者の見解

評価書案の内容は、③地盤同様、専門用語も多く含まれていて、とても難しいものでした。説明会でも同じ用語がそのまま使われていて良くわかりませんでした。素人にもわかりやすい説明をお願いします。

1300戸の住宅やその他の施設が増えることにより、現在の上下水道の使用量はかなり増加し、昨今のゲリラ豪雨と併せて排水が滞ったり、逆流したりしないでしょうか。気象の変化は予想を超えて進んでまっています。

水循環の予測評価においては、公表されている専門的な資料や土木建築工事に関する事項などを多く用いていることから、どうしても一般の方々にはあまり馴染みのない専門用語が多く使われています。今後、環境影響評価書の作成に当たり、専門用語については具体的に分かりやすく説明することや、文章の表現等を工夫するなど、一般の方々で理解しやすいものとなるように努めてまいります。

完成後の上下下水道の容量については、下水道管理者や地元自治体と協議しながら、降雨時に対しても十分な排水容量を確保するように計画してまいります。また、ゲリラ豪雨時など急激な下水道への排水を抑制するため、港区雨水流出抑制施設設置指導要綱に基づき、敷地内の2箇所に必要容量以上の雨水貯留槽を設置するとともに、可能な範囲で、浸透性舗装、浸透ます等の雨水浸透施設を設けるなど、十分な雨水流出抑制対策を実施することといたします。

表2(5) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	日影	事業者の見解
意見の内容	日影	事業者の見解

環境総合館③の建物が16階建になり北側の1丁目1番地地区は全面日影になり、24時間つまり一日中太陽が無い状態になってしまいます。A=シチイタウー、B=パークコート・サ・タウーは2時間道路より上から陽があたりますので日影規制の違反ではないとつづねられました。でも実際は1時間以上かつシチイタウーがあたりません。今回の計画では③の講堂会館が高く16階の予定では、三田1丁目1番地は全面日影が一日中つまりこれから一生生涯太陽のない生活をいられることになり、古川の川端に少し移して下さいます。1の橋公園が日陰になるのでできません昔橋前から住んでいる住人をさしおいてこのお話しは悪いと思います。

太陽の光は、人間にとっても大切です。生命の維持や人々の健康に欠かせません。今まで用いていた日影が短い時間でも当たらなくなるといことは、少なからず生活に影響を及ぼします。また、建物の規模が大きくなればなるほど広範囲に影響を及ぼします。日影規制の基準を満足するからとはいえ、周辺に影響が出ることは事実です。基準さえ満たせば良いというものではないと思います。

本計画においては、周辺の日影規制の範囲を遵守した計画とさせていただきます。高さや配置も周辺の状況に配慮し、住宅A棟の北側に低層の事務所棟を配置することや、北側に近い部分の建物の形状を工夫し、住宅A棟をできる限り北街区の南側に配置することや、影響を受ける範囲が出来るだけ小さくなるように計画しました。

本計画においては、周辺の日影規制の範囲を遵守した計画とさせていただきます。高さや配置も周辺の状況に配慮し、住宅A棟の北側に低層の事務所棟を配置することや、建物の形状を工夫することや、影響を受ける範囲が出来るだけ小さくなるように計画しました。

計画建物については、高層建築物を要因とする景観や電波障害、風環境など様々な要件を考慮してまいります。本計画においては、周辺の日影規制の範囲を遵守した計画とさせていただきます。高さや配置も周辺の様々な状況に配慮し、住宅A棟の北側に低層の事務所棟を配置することや、建物の形状を工夫することや、影響を受ける範囲が出来るだけ小さくなるように計画しました。

なお、港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調停に関する条例に基づき周知については、環境影響評価手続きとは別途、詳細な建物計画が確定したのちに実施する予定です。

日影の検討にあたっては、環境影響評価書案においても冬至日だけの予測ではなく、夏至日並びに春・秋分においても天空写真を用いた予測を行っています。また、今後とも関連法令を遵守し、計画したことを考えます。

日影においては冬至のみの説明だけでは、大規模な容積率を持つ高層建築物にはあてはまらず近年かなりの問題があり、健康な生活をする近隣の居住環境を大きく阻害し、都会における現在の状況を悪化させ、大きな変革の時代を迎えることに早く気づくことが必要であり北側の居住区や私道西側の居住区200世帯、その他西側の近隣の居住区世帯では1年365日東側に165m～125mの日の当たらない建築物としての壁が私たちの子孫には一生でできることになり建築物の斜線規制限導入を必要とする。

表2(6) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
電波障害	周辺地域での電波障害に対する対応と保証の有無が不明確である。	万が一、本計画が原因となる電波障害等が発生した場合には、相談受付の窓口を設置し、個別の対応を検討させていただきます。

表2(7) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	風環境	事業者の見解
意見の内容	小山町東地区に、高層マンションが2棟、中層マンション1棟が建つことにより、同西部地区内や周辺地域において強風が吹き荒れることが多くなりました。周辺を離れば強風はないにも拘わらず、地区内や地区周辺では強風が吹きます。人々が危険を感じると風が吹くこともあり、当然、東地区でも環境アセスメントは行われていました。それでも、周辺の環境はかたや悪化しました。さらに、西部地区に高層マンションが2棟、中層マンション1棟が建つことにより、風は強くなり風環境が変化することは評価書案にも示されています。今以上に強くなることは、人々に大きな影響を及ぼすことになるのは明白です。区道716号は、かなりの風が発生するとされています。暴風フェンスや植栽で、このような風環境の変化に対応できるのか疑問に思います。高木を主体とした植栽や森をどこに配置して、強風から人々を守るのでしょうか。森とはどのようなものなのでしょうか。人だけでなく自転車はどうでしょうか。敷地内の通り抜け可能な遊歩道の通路をどのように配置して対応することができるのでしょうか、わかりやすく説明していただきたいです。	予測結果においては、一部の地点で予測に用いた「風環境尺度」のラックに変化が見られましたが、大きな風が発生するような結果は認められませんでしたが、防風フェンスや植栽については、実験に用いた状況を模写の写真で環境影響評価書案の中でも記載させていただきました。予測結果は、これらの対策を施した場合の結果をとりまとめたものとなっております。敷地内遊歩道については、その沿道に防風植栽を施すことを想定して実験を行っています。
風洞実験でシミュレーションしたとありますが、実際の建物の地上付近では想定を超える強風に見舞われることが考えられます。例えば、建物に当たった吹きおろし、飛離れなどの風は住民が通行する地上付近では飛躍的に増大することは科学的に明らかです。先に明察された本事業計画地区に隣接する「三田小山町東地区第一種市街地再開発事業」地区では、その建物近傍のみ強風が発生し、ものが飛ばされたり、歩行困難な状況が起きている。評価書案では評価指標の範囲内であるとの記載ですが、上記の隣接する2つの完了事業周辺でも実際に調査いただきたい。また、高層化ではないプランとしてもらいたい。	風洞実験は、東京管区気象台における10年分の風向風速データを用いて行いました。この10年分の風の状況を再現した予測については、東京都環境影響評価技術指針に示された手法であり、一般的な予測手法となっております。防風パネルによる対策を実施する予定です。計画地のある港区では、平成25年に「港区ビル風対策要綱」を策定しています。本計画においてもこの適用を受けることから、工事着手前に防風対策などの届出を行い、完成後においても一定期間、防風対策効果の確認が義務付けられます。このことから、予測に用いた防風対策は確保されるものと考えます。	

表2(8) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	風環境	事業者の見解
意見の内容	現在同地区では長方形のシテイクタワー麻布十番、パーク麻布十番サ・タワーがあり建築物の周辺では、いつでも多少の風雨で東南側からの風、北西側からの風が入り込み、複雑に増幅され、歩行にもかかたりの影響が一年中あります。現在の新しいA、B地区に開発案の建造物は、さらに危険を増幅する風害になり、建造物の外形の変更が必要とされます。	今後、建物の詳細設計を実施してまいります。外壁や防風対策についても風環境が良好となるように検討を行ってまいります。
風環境	既に建設されている計画地東側に隣接するパークコート麻布十番サ・タワー、シテイクタワー麻布十番などの高層建築物による風の影響で、建設後は近隣周辺の既存建築物のシャッターが破損、バルコニー、自転車の転倒、倒木、足腰の弱い高齢者は時折、突風などで歩行が困難などが生じております。これから計画されている3・5地区では、植栽、防風フェンスの対策をすることにより、計画地内において傾城Aが7地点、傾城Bが10地点増える一方、傾城Cが17地点減り、計画地内でのラックの低下が著しくなっているとされますが、特別区道1022号(電車通り)特別区道259号(区画道路1・2号)特別区道716号は、計画地及び近隣住民が生活していく上でかかせない道路であり、朝夕の高層建築物による風で計画地周辺の建築物、地域住民、近隣住民、通行人などにどのような影響が生じているのかを引き続き調査し、それに応じた適切な対策を実施し、安心して住めるように努めてまいります。	本計画では、港区ビル風対策要綱の適用を避けるため、工事完了後においても一定期間、防風対策の確認が義務付けられています。今後、防風植栽等の防風対策効果について確認できるように、予測に用いた防風対策の効果は確保できると考えます。

表2(9) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	景観	事業者の見解
項目	景観	事業者の見解
意見の内容	<p>港区の掲げる、人に優しい都市空間・居住環境＝高層マンションにしようことではないかと思えます。そこで暮らす人々のつながりがあったこと、人に優しい町ができるのではないのでしょうか。現在の小山町地区は、近所同士のつながりもあり、地域で見守りもできるような優しい街並みを作っています。この住環境を壊すような街づくりの意味はないかと思えます。</p> <p>この地区を他の再開発エリアと同じような景観の高層マンションにしようことは、他の地域との差別化がなくなり、個性もなくなってしまうのではないか。</p> <p>この地区を訪れる外国の方々も、現在残っている木造の家屋は、歴史を感じ、個性的であり、日本らしいと好んでいることも事実です。このような街並みを残すべきではないでしょうか。</p> <p>評価書案に、工事完了後は都市的景観を創出し、周辺の中高層建築物と一体になるとありますが、これはまさしく個性がなくなってしまうことだと思います。</p> <p>また、評価書案では、計画地近接部では現況において圧迫感を感じやすい状況にあるとされていますが、圧迫感には既に、さらに圧迫感が増しても影響はないということは決まっています。小山橋上の首都高速高架下付近の地点での天空写真では、空がほとんどなくなってしまう状況です。物凄い圧迫感があります。この地点からの完了後の写真も作成していただき、小山橋からの景観がどのようになるのかわかるようにしたいと思います。</p> <p>計画地の南東側、新明坂上からの完了後の眺望や、麻布十番商店街からの眺望は、建物の高さに変化を付けようが、圧迫感には軽減しなれないと思います。</p>	<p>本事業の計画地は、港区のほぼ中央、首都高速道路一ノ橋ジャンクションの南東にあたり、港区の中央部を流れる古川を挟んで東京メトロ及び都営大江戸線麻布十番駅の東側に位置しています。当地区は、「港区まちづくり方針」において、「芝・ラン」(平成19年4月港区)において、「芝・三田」(平成19年4月港区)の中で、「芝」の再編、土地の有効利用により商業・業務・都市型住宅環境を整備する」という面的な整備の方針が示されています。計画地は、明治・大正期に形成された木造住宅密集地であり、真側の地区と併に震災及び戦災を免れ、道路などとの公共施設も十分なままに今日に至っています。土地の高度利用が望まれる立地にもかかわらず、土地の高度利用が都市機能の更新が遅れている地区となっています。</p> <p>本事業は、都市再生法に基づく市街地再開発事業を活用し、公共空地や道路などの整備と併せて、高層都市型住宅の整備を行うものであり、土地の合理的かつ健全な高度利用と、都市防災の機能を含めた都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として実施するものです。</p> <p>敷地境界に近い場所ではご指摘のとおり圧迫感の影響が大きいと考え、その評価方法として天空写真をよる予測を行いました。植栽などにより、圧迫感に対して十分に配慮した計画を検討します。</p>
意見の内容	<p>約165mの高層マンションが建つことで、景観は現在の下町的な情緒あふれる街並みは崩壊してしまいます。平成19年4月に出版された港区まちづくりマスタープランにおいて、本事業を含む芝・三田周辺地区の将来のまちづくりの方向性は大使館周辺の良好なまちなみの特徴とともに、業務、商業機能と下町的な職住一体型の活気ある住環境とが共存したまちなみの形成を目指すとされていますが、本事業ではこの計画を無視した近隣住民にとって極めて圧迫感の高い景観が形成されてしまいます。</p>	<p>計画地は都市計画により地区計画区域として定められた地域です。環境影響評価書案にも記載した通り、計画地は地区計画の土地利用の方針に基づき、「事務所、店舗及び作業所等との調和に配慮しつつ、常住人口回復のための都市型住宅の立地を誘導するとともに、商業、業務機能の充実を図る。また、安全かつ快適な市街地環境を形成するため、敷地の共同化や建築物の不燃化を促進するとともに、古川の水辺を活かしたオープンスペースを確保する。」とされています。先行した隣地区とともに高層の住宅が立ち並び先進的な象徴的な地域となることが期待されています。</p>

表2(10) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	景観	事業者の見解
項目	景観	事業者の見解
意見の内容	<p>周辺地域の景観は高層建築物で大きな影が多くの空間にはかき消す心理的圧迫感を余儀なくされており、建築構造の鉛線型制限と平地で目に入る緑地帯の公園を多く必要としています。A地区のみ、10階の商業ビルを中心に日柱に近い、300mの高層住居にし、B地域には災害対策の為の大きな緑地公園に広い空間で入るやさしい景観にしたい。</p>	<p>計画建物については、高層建築物を要因とする景観や電波障害、風環境など様々な要件を考慮しています。また、地上部や低層の建物の屋上などには多くの緑を配置する計画となっています。</p> <p>なお、計画地内には緑を備えた公園を計画しています。</p>

表2(11) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	史跡・文化財	事業者の見解
項目	史跡・文化財	事業者の見解
意見の内容	<p>小山町西地区には、さぬき倶楽部という施設があります。建物(国立能楽堂)の設計者として著名な大江宏先生の作品です。春は庭の桜がとても綺麗で、夏は、その庭はビアガーデンとなり、多くの人々が夏を求めて訪れています。そんな場所を壊さないで頂きたいです。悲しむ人々は大勢います。</p> <p>また、その敷地内には日本家庭が2棟も残っています。現在ではそのような建物を運べる職人さんもおられないため、二度と建築することができない貴重なものであるとおっしゃる建築家運もいます。そんな貴重な日本家屋を保存して頂きたいです。</p> <p>文化財等指定されていないとしても、その地域の特性や歴史を映し出す建造物があり、地域でこれらを守っていくかなくはないかと思えます。</p>	<p>さぬき倶楽部敷地内の日本家庭も含め遺構会館にある建造物については、事業の実施に伴い取り壊す計画ではありますが、多くの方々が思うことができよう南区の東側には公園を整備いたします。</p> <p>また、現在さぬき倶楽部にある既存の樹木については、公園等に移植可能かどうか樹木調査を行い、可能な限り保存することといたします。</p>

表2(12) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	廃棄物	事業者の見解
項目	廃棄物	事業者の見解
意見の内容	<p>地区内には、未だ築年数の浅い建物や壊してしまっている古い建物や、まだまだ使える建物が数多くあります。これらをすべて壊して廃棄してしまうのは本当にもったいないことだと思います。建築資材不足が懸念される昨今においては、残念なことと言わざるをえません。</p> <p>高層マンションにすることで人口が増加し、地区から出るゴミの量は膨大になります。これらの処理はどのようにするのがいいのでしょうか。</p>	<p>既存建物の解体にあたっては、環境影響評価書案における予測にも用いた、東京都建設リサイクル推進計画などに基づき、可能な限り廃棄物とせず、再利用を実施することとします。</p> <p>また、計画建物には廃棄物の種類ごとに十分な規模の保管庫を施設内に設置する計画です。</p>

表 2(13) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
室温効果ガス	1300戸の住宅、700台を超える自動車の増加は、各住宅での電化製品の使用、自動車等の排気ガス等により温室効果ガスは増加するのではないでしょうが、高層マンションでは、一般の家屋よりも共用部分での照明機器やエレベーターの使用、強制換気などで電気を多く消費することになります。これらは全て停止してしまふことができず一日中稼働することになります。これは温室効果ガスの増加につながることは明白です。 現在、使える建物まで壊して新しいものに建てていくことは、その材料のために樹木を伐採し、建材を作るために、また、それらを運搬するために、多くのエネルギーを使うこととなります。それ自体が温室効果ガスを増加させ、地球温暖化にも影響を及ぼすと思います。 この地区だけで高層ビルが4棟も建ち、周辺にも高層ビルが建っています。これらの高層ビルは、ヒートアイランド現象にもつながり、都市型災害の原因の一つになるのではないかと心配です。	最新の省エネルギーシステム等を取り入れ、また集合住宅による効率化も図れることから、電力の消費は可能な限り少なくなることが可能であると考えます。 既存建物の解体に際しては、可能な限り再利用に努めます。 なお、ヒートアイランド現象については、計画地内は緑地を設け、親水公園などを整備し、ヒートアイランド問題の一助となるような計画とします。

表 2(14) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	その他	事業者の見解
意見の内容	ここ（計画地北東角）に番号を持っていくのはやめて下さい。現在住んでいる私宅は交差点内に入り、ビル等は建てられなくなり、と云われました。それなら駐車場としたらどうですかと聞きますと交差点内で横断歩道が出来るので駄目ですとのことです。価値が下る一方ではないですか、目も当たらない建物も駄目と云う話では	ご指摘の箇所における信号設置は、現在のところ、計画しておりません。また、今後警察と協議を実施する際には地元の要望として警察へもその旨を伝えます。

表 2(15) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	その他	事業者の見解
意見の内容	2014年12月13日に説明会がありました。この地域の3番目の再開発であり、計画が徐々に進んでいるらしいことは承知していましたが、出席しませんでした。しかし、あまりにスパンが、不誠実、不勉強、不親切な対応だと感じられ、暮らし方も変化していき、事柄がやむを得ないとおる程度覚悟していましたが、この目玉とされた資料による説明会は、まるで説明会になっていませんでした。まず、①パワードポイントの字が小さく見えづらい、というより見えない。 ②画面と、手先の資料が異なるためその内容を確認する事が出来ない。 ③早口でペラペラペラ読み続けメモも取れない。 ④内容は詳細かもしれないが一般人には理解不能。 ⑤説明の途中で再三会場内から「パワーポイントが見えづらい」「わかりづらい」「パワーポイントの内容の資料が欲しい」「コピーして欲しい」等々の声があるにもかかわらず「どうもか最後まで説明させてくれ」と押し切り、参加者の要望は何ら叶えられなかった。 ⑥そして最後に『ご理解とご協力をお願いします』の文字。内容もわからず、見えず、意味不明のまま、何を理解し、どんな協力を求められているのやら、この会場に何をしに来たのやら・・・???! ⑦計画はまだ決まっていないとの回答にもかかわらず工事期間等きわめて具体的にわかりやすい。 ⑧計画は『変更もある』と言いつつながら、建造物の高さ床面積住戸数等、明確で確定的。 開けてびつくり玉手箱ならぬ、開けてびつくりとんでもない計画という印象。近隣住民としてすでに2棟の超高層マンションによる住環境の激変に耐えて暮らしています。これらの場合も「問題ない」「影響ない」「規模内」という説明の連続のあげ句現在の生活に至っています。本計画完成後、また私達には耐えなければならぬ課題が積み上げられたと落胆しました。ともあれ、このような、不親切で不誠実、不十分、不備だらけの内容、進行では、説明会の体を出せると言いつつ、そのプロセスも極端にで、見えない画面に表示されるのみ再度十分な準備のうえで、もっと親切でいぬいな理解を得たいなら得たいなり、もう少し丁寧な説明会の開催を求めます。	本事業では、できるかぎり周辺環境に配慮した計画とすることを念頭に、13項目の予備評価項目を選定しました。説明会では予備評価項目が多い中、特定の項目を詳しく説明することとはせず、すべての項目について等しくご理解いただくため、説明時間にも配慮して要点をまとめたものとさせて頂いたと思います。また、配布資料は評価書案を基にして要点をお伝えするため、文字が多いことから、スライドではできる限り図表を用いて視覚的にも理解しやすくするように配慮して説明をさせて頂きました。 工事計画や建物計画については、環境影響評価を実施するに当たって、予測を行うための計画の骨子としてまとめられたものです。評価書案で示した計画を基にさらに環境への影響を少なくすることにについては、今後詳細に計画を検討してまいります。 なお、ご指摘をいただきました点については、よりわかりやすくすることを検討し、環境影響評価書の作成にあたっては、表現等を工夫し、一般の方が理解しやすいものとなるように努めてまいります。

表2(16) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	その他	事業者の見解
意見の内容	<p>・ 港区長が「環境影響評価書案は区民が理解しやすいものになるようにしていただきたい」とおっしゃるようきです。また、分量も多いので、その場ですぐに読んで理解することは到底できるものではないと思います。よって、評価書案を貸出しできるようにするなどの対策を講じていただきたいと思えます。</p> <p>また、説明会では、今回のような資料だけでは十分であり、見た目など立派なものではなくても良いので、もっとも必要な情報、写真や図、表、意見書の提出先などを含んだ内容の資料を配布したうえで、もっと丁寧に説明すべきではないでしょうか、ある程度の理解ができなくて、質疑応答のお時間を作っていただいても、的確な質問もできるはずがありませぬ。地域住民への説明が義務づけられているというだけでは前向きでしてしまふようなことはあってはならないことです。聞き手のことを考えた、理解も深められるような有意義な説明会をお願いします。</p> <p>すでに再開発事業が行われた地区において、環境アセスメントは行われていたと思いますが、それでも、事業完了後には、地区や周辺地域の住民にとっでは予想外の問題が起こっております。</p> <p>都民の住環境を守るためにご厚かみいただけますよう、心よりお願い申し上げます。</p>	<p>環境影響評価書の作成にあたっては、表現等を工夫し、さらに一般の方々を理解しやすいものとなるように努めてまいります。</p> <p>評価書案については、事業者事務所でも閲覧が可能ですが、また、東京都環境局においても閲覧や貸出が可能となっております。</p> <p>また、住民の皆様に対しては、ご意見を承る窓口を設け、周辺環境への適切な配慮を行ってまいります。</p>
意見の内容	<p>・ 政府の政策との乖離： 現在、政府は地方創生を最重要政策とし、人口減少と高齢化社会への対応策を実施しており、「東京一極集中の是正」が掲げられています。本事業は大規模住宅施設を開発を計画しており、政府の方針と著しく毀損しております。三田小山町地区の特性にあわせた、大規模住宅施設を作るのではない形での街づくりをお願いいたします。</p>	<p>計画地は都市計画により地区計画区域として定められた地域です。計画地は地区計画の土地利用の方針に基づき、「事務所、店舗及び作業所等との調和に配慮しつつ、定住人口回復のため都市型住宅の立地を誘導するとともに、商業、業務機能の充実を図る。また、安全で快適な市街地環境を形成するため、敷地の共同化や建築物の不燃化を促進するとともに、古川の水辺を活かしたオーブンスペースを確保する。」とされています。</p> <p>この方針に基づき、事業を進めてまいります。</p>

表2(17) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	その他	事業者の見解
意見の内容	<p>・ 災害対策： 東日本大震災の発生時に、特に東京都心の高層マンションにおいて停電により陸の孤島化したことや道路に新しいところ等。本事業は、公共空地と道路などとの整備とともに高層都市型住宅を整備することありますが、災害への高い脆弱性を持つ高層住宅をあえて整備することへの合理性が欠けています。</p> <p>また、本地区の避難場所はどちらになりますか？近隣の公共施設(赤羽小学校)の周辺は港区の防災街づくり整備指針では急傾斜地で崖の前縁が指摘されており、安全な避難を確保してはいます。また、急激な人口増に伴い避難施設として収容可能なのでしょうか？</p>	<p>計画地内の多くは、敷地狭小及びセツトバックの必要性により建替更新が困難など、住環境が低下してきます。これらを改善するため、敷地の共同化や建築物の不燃化を促進するとともに、古川の水辺を活かしたオーブンスペースを確保するなど、防災性の向上を図り、安全で快適な魅力ある複合市街地を形成することを目標としています。</p> <p>なお、地盤の避難場所等については、今後港区などと協議を進めてまいります。</p>
意見の内容	<p>・ 説明会での準備組合の不誠実な対応： 近隣住民向けに環境影響評価書案の説明会が開催されましたが、説明を行った準備組合の対応が極めて不誠実でした。専門用語を多用し住民には容易に理解できない説明を行い、分る様子を説明してはしいとお願ひしても原稿をひたすら読み上げ、質問に対しては質問内容に沿っていない回答を繰り返しました。また、説明に使用した資料(パワーポイント形式)を配布してはしいと多数の出席者が求めました。縦覧された資料 b416 にある周辺地域区長からの意見にある「評価書案が区民が理解しやすいものとしてもらいたい」と、計画地周辺の住民および関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し真摯に対応してもらいたい」を無視し、再開発事業の手續きを進めるために説明会を実施したように感じました。是非、東京都からも準備組合に対し、周辺住民と対話を重ね、理解しやすい説明を行うために再度の説明会を実施する等の指導をお願いします。</p>	<p>本事業では、できるかぎり周辺環境に配慮した計画とすることを念頭として、13項目の予制課項目を適定しました。説明会では予制課項目が多いため、特定の項目を詳しく説明するとはせず、すべての項目について等しくご理解いただくため、説明時間にも配慮して要点をまとめたものとさせていただきます。また、配布資料は評価書案を基にして要点をお伝えするため、文字が多いことから、スライドや図表を用いて視覚的に理解しやすくするよう配慮して説明をさせていただきます。</p> <p>なお、計画地の周辺環境に配慮しながら事業を進めるとともに、今後も港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例等に係る説明会などを通じて、一層住民の理解が得られるよう努めてまいります。</p>
意見の内容	<p>・ 本事業にかかわる「都民の声を聴く会」を開催していただくようお願いいたします。</p>	<p>東京都環境影響評価条例の手續きに従い、開催されることとなります。</p>
意見の内容	<p>・ 本事業において、地域の住環境を保全し、安心して住み続けられることを望む地域住民の理解が得られる誠意ある説明会を開催するよう、準備組合をしっかりと指導していただくようお願いいたします。</p>	<p>計画地の周辺環境に配慮しながら事業を進めるとともに、今後も港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例等に係る説明会などを通じて、一層住民の理解が得られるよう努めてまいります。</p>

表2(18) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	その他	事業者の見解
平成26年12月13日の説明会に至るまでと説明会における一連の流れと問題点	私が平成26年12月8日及び12月13日に事業者の環境影響評価書案の説明会があることを知ったのが平成26年12月11日ごろで対象地域の新聞に折込広告もなく、このような大規模開発では地域住民一件一件に配布する義務必要とされ、事業者からの連絡は26年12月13日以後も一度もなく、港区の他の地域住民より連絡を受け知ることになりました。	26年12月13日の説明会では、事業者は(仮称)三田小山町西地区市街地再開発事業環境影響評価書案のあらましを配布、一方的にスライド上映と環境の基準の値を話すだけに時間を使用し地域住民の質疑要望を聞く途中で説明時間を強制的に終了し今後説明会を開くことさえ明言をさけています。環境保全の見地から乱開発を防ぐ為、建設許可申請書発行決定以前に周辺住民と事業者及び建設業者との建設工事協定書の契約の規制を必要とします。	本計画の環境影響評価書案説明会は、東京都環境影響評価条例に定められたものであり、平成26年12月11日の新聞折込において、ご案内させて頂いた頂きました。合わせて、東京都公報並びに港区公報にも説明会の実施日などについてはご案内がされております。現時点で施工業者は未定であるため、今後施工業者が決まった段階で検討してまいります。
今回の事業者の市街地開発における建築物は、建築地区の事業者だけの景観の上と、日影と時価評価額の増加に寄与するのみであり、周辺地域住民にとって新たな電波障害・景観の悪化、日影環境の悪化、地域住民の居住財産の時価の評価の価値まで下げられる状況になる。	港区ではこの開発地域は第二種高度地区の区域で建築物の高さは指定値22m、指定容積率300%であり、今回開発の指定値を超える建築物については、斜線型制限導入を必要とし、近隣住民の日照、風害、電波障害、景観の悪化から住民の財産を守ることが重要である。事業者の事業計画案の緑化の赤夷、広場整備等は不十分であり、周辺の地域活性化と環境と近隣住民への配慮なく、高さの緩和要件としての地域に対する寛容度は低く自分本位の乱開発をさげ地域住民と後々まで遺恨を残すことのない真摯な対応を求める。	本計画については、今後の手続きの中で用途変更を実施する予定です。先行する地区計画と合わせて、計画の完了を見ることが、新たに象徴的な地域が創出され、地区計画区域内だけではなく、周辺地域の魅力の向上に寄与するものと考えます。また、地上部においては、現在よりも広い空間を生み出し、公園をはじめとした多くの緑あふれる魅力的な空間が出現するものと考えます。	本計画については、今後の手続きの中で用途変更を実施する予定です。先行する地区計画と合わせて、計画の完了を見ることが、新たに象徴的な地域が創出され、地区計画区域内だけではなく、周辺地域の魅力の向上に寄与するものと考えます。また、地上部においては、現在よりも広い空間を生み出し、公園をはじめとした多くの緑あふれる魅力的な空間が出現するものと考えます。

表2(19) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	その他	事業者の見解
担当行政への環境保全の見地からの意見要望	①事業者の環境に配慮した建築構造物の変更 今回対象地域における開発は、事業者だけの財産権の高騰、周辺地域の地価の高騰をまねき、近隣住民は居住環境空間の悪化により、財産権の低下まねく、一方的な高さの指定値と容積率の緩和を許可することにより担当行政が同じ地域の住民の財産権の格差変更を立ち入ったことにならざることをさげ、対象地域である第二種高度地区、高度制限22m指定容積率300%では、近隣居住対象住民に対する、風害及び冬至だけでなく、1年365日東側、南側からの日影規制など隣地斜線制限を必要とし、建築物造物の変更は事業者が真摯に対応するよう担当行政の指導を要望致します。	②環境に対する意見公募の結果と対応 地域環境の発展、活性化の為に言う名のもとに安易な許可を与え、環境の悪化につながっており、意見公募の公表や問題の是正に迅速に反映されている点をも是正していただきたくお願い申し上げます。	計画地は都市計画により地区計画区域として定められた地域です。計画地は地区計画の土地利用の方針に基づき、『事務所、店舗及び作業所等との調和に配慮しつつ、定住人口回復のため都市型住宅の立地を誘導するとともに、商業、業務機能の充実を図る。また、安全で快適な市街地環境を形成するため、敷地の共同化や建築物の不燃化を促進するとともに、古川の水辺を活かしたオーグンスペースを確保する。』とされています。
私達地域住民は子孫の代まで居住する場所であり、健康に生活する為の環境と居住空間を必要としています。平成26年12月13日の事業者による初めての説明会は、建設会社不明、建築構造物の図面の明示がない、不備不明な点が多く、住民の質疑に回答せず次回説明会があるのかも明言をさげ説明会は一方的に終了となりました。担当行政は、この1回の不明瞭な説明会で建設申請許可証を許可発行するのでしょうか、我々近隣住民は事業者及び建設会社と十分な説明会が出来ないように担当行政が事業者に対し、指導を要請すると併に近隣近隣住民一件一件に対し連絡すること、又、地域住民と事業者及び建設会社と建築工事協定書(環境問題を含む問題発生時の責任所在の対応を明確にする)を3者合意のもとに契約した後に建設許可証を許可発行することを担当行政に要望致します。	③地域環境に配慮した事業者の説明会にする為の担当行政の対応 私達地域住民は子孫の代まで居住する場所であり、健康に生活する為の環境と居住空間を必要としています。平成26年12月13日の事業者による初めての説明会は、建設会社不明、建築構造物の図面の明示がない、不備不明な点が多く、住民の質疑に回答せず次回説明会があるのかも明言をさげ説明会は一方的に終了となりました。担当行政は、この1回の不明瞭な説明会で建設申請許可証を許可発行するのでしょうか、我々近隣住民は事業者及び建設会社と十分な説明会が出来ないように担当行政が事業者に対し、指導を要請すると併に近隣近隣住民一件一件に対し連絡すること、又、地域住民と事業者及び建設会社と建築工事協定書(環境問題を含む問題発生時の責任所在の対応を明確にする)を3者合意のもとに契約した後に建設許可証を許可発行することを担当行政に要望致します。	説明会については、今回の説明は環境影響評価書案に基づき、今回の説明は環境影響評価書案に基づき、関係する法令に基づき説明会を実施することとなります。なお、本事業は関連法令を遵守するとともに、周辺環境への影響にできる限り配慮しながら事業を進め、今後も港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例等に係る説明会などを通じて、一層住民の理解が得られるよう努めてまいります。	説明会については、今回の説明は環境影響評価書案に基づき、今回の説明は環境影響評価書案に基づき、関係する法令に基づき説明会を実施することとなります。なお、本事業は関連法令を遵守するとともに、周辺環境への影響にできる限り配慮しながら事業を進め、今後も港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例等に係る説明会などを通じて、一層住民の理解が得られるよう努めてまいります。

表3(1) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
	<p>1 環境影響評価書を作成する際には、調査方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしていただきたい。</p>	<p>環境影響評価書の作成にあたっては、予測・評価の内容等について、可能な限り表現等を工夫するとともに、本計画の特徴を適切に表記するなど、区民の方々が理解しやすいものとなるように努めてまいります。</p>
	<p>2 計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し真摯に対応していただきたい。</p>	<p>事業を実施するにあたり、計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めたご意見・ご要望等については尊重し、真摯に対応してまいります。</p>

表3(2) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	各論(工事計画について)	事業者の見解
	<p>各論(工事計画について)</p>	<p>事業者の見解</p>
	<p>・「港区建築物の解体工事等の事前周知等に關する要綱」(以下「区要綱」という。)の内容を踏まえ、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めること。</p>	<p>「港区建築物の解体工事等の事前周知等に關する要綱」に基づき、標識の設置や解体工事等工事説明会を開催するなど、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めてまいります。</p>
	<p>・解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管すること。また、区要綱や大気汚染防止法等の法令にしたがった報告・届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行うこと。周辺住民からの問い合わせがあった場合は、調査方法及び処理方法を丁寧に説明すること。</p>	<p>アスベストの使用については、事前調査を十分に行い、使用が確認された場合には、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても、調査内容を書面で記録し、保管するとともに、区要綱や大気汚染防止法等の法令に基づき、報告・届出及び飛散防止対策を講じ、適切な廃棄物処理を行います。なお、周辺住民からの問い合わせがあった場合は、調査方法及び処理方法等について丁寧に説明いたします。</p>
	<p>・建設作業実施届出など必要な事前届出をする共に、十分な近隣説明を行うこと。</p>	<p>建設作業実施届出など必要な事前届出をすると共に、着工前には港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に關する条例等に係わる説明会などにおいて、十分な近隣説明を行います。</p>
	<p>・建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じること。</p>	<p>建設作業にあたっては、工事作業区域境界の周囲に工事用仮囲い(鋼板製、高さ3m)を設置するなど、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてまいります。</p>
	<p>・工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫すること。特に、学校周辺や通学路等の通過にあたっては、通学時間帯を避けるなどの配慮をすること。</p>	<p>工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、するため、交通誘導員の配置により、車両が出入りする時は適切に誘導するとともに、著しく渋滞が予想される場合は、車両の通行時間帯等について検討するなど柔軟に対応してまいります。</p>
	<p>・工場の移転等に伴う手続きについて、区環境課と協議すること。</p>	<p>工場の移転等に伴う手続きについて、必要に応じて港区環境課と協議を行います。</p>

表 3(3) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	各論 (2) 古川護岸の安全対策について)	事業者の見解
意見の内容	古川に近接する工事箇所については、護岸の崩落等が発生しないよう、十分な安全対策を講じること。	古川に近接する工事箇所については、河川管理者と十分協議し、護岸の崩落等が発生しないよう、十分な安全対策を講じてまいります。
項目	各論 (3) 防災対策について)	事業者の見解
意見の内容	住宅部分が約 1,300 戸であり、かつ高層ということから、居住者のための備蓄物資の確保や備蓄倉庫の整備など、震災対策に配慮した計画とすること。	住宅部分が約 1,300 戸であり、かつ高層ということから、震災時における居住者のための備蓄物資の確保や備蓄倉庫の整備、南街区東側にオーブンスペース(公園)を整備するなど、震災対策に配慮した計画を検討してまいります。
項目	各論 (4 交通について)	事業者の見解
意見の内容	環境影響評価書案には、本事業に伴い生じる交通量や流れの変化による周辺環境の変化について予測評価を分かり易く記載すること。特に、車両出入口付近等建築物周辺の変化を丁寧に記載すること。	環境影響評価書案には、本事業に伴い生じる交通量や流れの変化による周辺環境の変化について予測評価を分かり易く記載いたします。特に、車両出入口付近等建築物周辺の変化を丁寧に記載いたします。
意見の内容	本事業により利用者の増加が見込まれる地下鉄麻布十番駅等について、地下鉄事業者等交通事業者と事前に協議を行うこと。	本事業は、主に住宅建物を建設するものです。業務ビルを主体とした事業とは異なり、麻布十番駅の利用人数の変化はそれほど大きなものとはならないと考えております。なお、必要に応じて関係機関との協議は行っております。

表 3(4) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	各論 (5 風環境について)	事業者の見解
意見の内容	(1) 港区ビル風対策要綱について ・「風環境対策に関する事前協議」届出に記載された建物形状等の工夫について確実に実施すること。	「風環境対策に関する事前協議」届出に記載した建物形状等の工夫については確実に実施してまいります。
意見の内容	・風洞実験等に際しては、防風植栽機型の形状やセンサーの取り付け位置等について詳細に写真撮影を行い、「風環境予測と対策の届出」において報告すること。	風洞実験等に際しては、防風植栽機型の形状やセンサーの取り付け位置等について詳細に写真撮影を行い、「風環境予測と対策の届出」において報告いたします。
意見の内容	(2) その他 ・工事期間中の風の測定などについては、周辺からの要望が出た場合は対応すること。	工事期間中の風の測定などについては、周辺からの要望が出た場合は対応について検討いたします。
項目	各論 (6 温室効果ガスについて)	事業者の見解
意見の内容	・エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用すること。	エネルギーを利用する機器については、省エネルギーシステムとして、ターボ冷凍機、蓄熱システムの機器を採用し、また、空調換気システムの効率化を図るため、二酸化炭素外気量制御、外気冷房を採用いたします。
意見の内容	・みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めること。	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用を検討してまいります。